

川崎駅周辺総合整備計画改定委員会 設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎駅周辺総合整備計画の策定から8年が経過し、その間に社会経済状況等川崎駅周辺を取り巻く環境も大きく変化してきた状況を踏まえ、これまでの取組の成果を生かしつつ、新たな課題などに対応した今後のまちづくりに必要な検討を行うため、「川崎駅周辺総合整備計画改定委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討を行う。

- (1) 川崎駅周辺総合整備計画の改定に関すること。
- (2) その他必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者で組織するものとする。

- 2 委員長は、学識者等から選任し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、学識者等又は知見が広くかつ業務実績が豊富な者から選任し、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第4条 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立するものとする。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に市職員等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、まちづくり局市街地開発部市街地整備推進課に置き、庶務等処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年7月2日から施行する。